

国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における科学研究費助成事業等の経理事務の取扱いについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びにこれに基づく法令及び通知に定めるもののほか、実施のための手続その他その執行及び間接経費の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に定める部局をいう。

2 この細則において「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。

3 この細則において「科学研究費助成事業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 科学研究費助成事業（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）

(2) 厚生労働科学研究費補助金

(3) 産業技術研究助成事業

(4) 環境研究総合推進費補助金

(5) その他研究を目的とする補助金又は助成金のうち研究者個人に交付されるもの

4 この細則において「研究代表者等」とは、研究代表者及び他の研究機関の研究代表者から科学研究費助成事業等の配分を受けた研究分担者をいう。

(経理事務の委任等)

第3条 研究代表者等が、科学研究費助成事業等の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理事務は学長に委任されたものとみなす。

2 学長は、科学研究費助成事業等及びその関係書類の管理については学長が指名する理事に委任するものとする。

(経理事務担当者)

第4条 学長が指名する理事は、科学研究費助成事業等の経理事務を出納役に委任するものとする。

(受入れ)

第5条 出納役は、科学研究費助成事業等を受け入れたときは、直ちに学長が指定する金融機関に学長名義で預金しなければならない。

(研究代表者等への通知)

第6条 出納役は、科学研究費助成事業等を受け入れたときは、部局長を通じ研究代表者等に通知するものとする。

(経理事務)

第7条 科学研究費助成事業等の経理事務は、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号）その他関係規程等に準じて取り扱うものとする。

2 科学研究費助成事業等に係る支出契約の名義は、学長が指名する理事とする。

(支払)

第8条 科学研究費助成事業等は、所定の手続を経て支払うものとする。

(帳簿)

第9条 出納役は、研究課題ごとに収支簿を備え、その収支を明らかにするものとする。

(設備等の寄附)

第10条 科学研究費助成事業等により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を取得したときは、法令及び通知に定めるものを除き、直ちにこれを法人に寄附するものとする。

2 前項の寄附の手続は、研究代表者等が提出する所定の物品管理書に「科研寄附」の表示をすることにより行う。

3 研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合で、前項の規定により寄附を行った設備等を当該研究機関において使用することを希望する場合は、所定の手続を経て、これを研究代表者等に返還するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 科学研究費助成事業等の経理事務等に係る関係書類のうち、会計伝票及び証憑については、交付を受けた年度終了後7年間保管するものとし、それ以外については5年間保管するものとする。

(間接経費の譲渡)

第12条 研究代表者等は、間接経費が交付された場合には、他の研究機関に所属する研究分担者に配分する間接経費を除き、全額を法人に譲渡しなければならない。

2 間接経費を伴う科学研究費助成事業等の交付を受けた研究代表者等は、別記様式の間接経費譲渡書又は間接経費譲渡書の内容を網羅した任意の様式（以下「間接経費譲渡書等」という。）を学長に提出するものとする。ただし、交付決定の時点で他の研究機関への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

(間接経費の受入決定)

第13条 学長は、研究代表者等から提出された間接経費譲渡書等に基づき受入れを決定するものとする。

(間接経費の使途及び報告)

第14条 間接経費の使途は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」によるものとする。

2 学長は、各年度終了後に間接経費の使用実績を科学研究費助成事業等の交付機関に報告するものとする。

（間接経費の返還）

第15条 研究代表者等が年度途中で他の研究機関に異動する場合又は研究を廃止する場合には、既に譲渡済の間接経費の一部（間接経費の直接経費に対する率を異動先で使用する直接経費又は研究を廃止する直接経費に乗じた額）を、原則として研究代表者等に返還するものとする。

（雑則）

第16条 この細則に定めるもののほか、科学研究費助成事業等の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年細則第22号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学科学研究費補助金経理事務取扱要領（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人大分大学における科学研究費補助金に係る間接経費の取扱要領（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年細則第38号）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第9号）

この細則は、平成24年3月30日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則は、平成23年4月28日から適用する。

附 則（平成24年細則第23号）

この細則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第42号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第26号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年細則第1号）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式（第12条関係）

間接経費譲渡書

年 月 日

国立大学法人
大分大学長 殿

研究代表者等
部 局
職 ・ 氏 名 印

国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則第12条第2項に基づき、下記の研究課題に係る間接経費（ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に配分する間接経費を除く。）を譲渡します。

記

1. 制度名： 年度
2. 研究種目：
3. 課題番号：
4. 譲渡の条件：

間接経費は、科学研究費助成事業等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費にのみ使用すること。

年度途中で、研究代表者等が他の研究機関に異動する場合又は研究廃止する場合には、すでに譲渡済の間接経費の一部（間接経費の直接経費に対する率を異動先で使用する直接経費又は研究を廃止する直接経費に乗じた額）を研究代表者等に返還すること。